

2015年4月スタート「食品表示法」

製造所固有記号

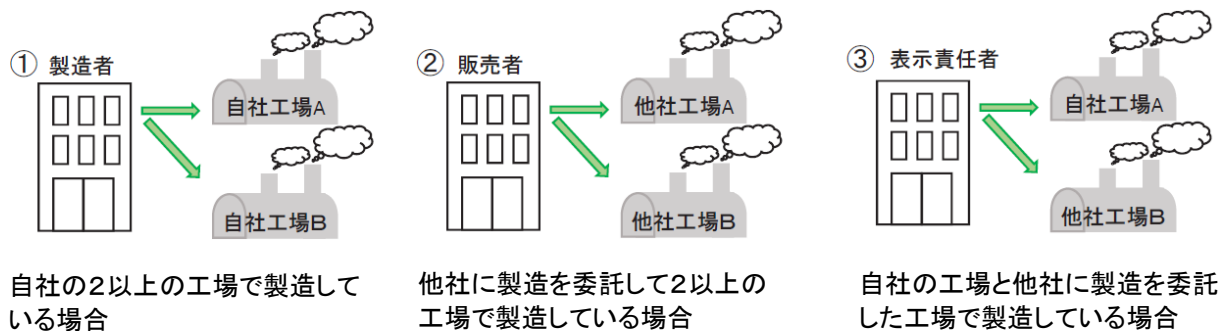
- 2016年4月1日から、新たな製造所固有記号制度が始まりました。
 - 製造所固有記号とは、「製造所の所在地及び製造者の氏名または名称」の表示の代わりに表示することができる記号のことです。
 - 新制度では、製造所固有記号は原則、同一製品を2以上の製造所で製造している場合のみ、使用が可能となりました。
- ※旧制度により取得した記号は、2020年3月31日まで使用することができます。

製造所固有記号を使用できる場合

- 原則として、同一製品を2以上の製造所で製造している場合のみ、製造所固有記号を使用することができます。

《同一製品とは》 同一の規格で、同一の包材を使用した製品であること。

《2以上の製造所とは》



出典：消費者庁 資料「新たな製造所固有記号制度の概要」

製造所固有記号の表示方法

- 新制度によって取得した記号には、「+」を冠して表示します。
- 製造所固有記号を使用する場合は、次(①～③)のいずれかの事項を表示しなければなりません。
 - ①製造所の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先
 - ②製造所固有記号が表す情報を表示したウェブサイトのアドレス(二次元コード等を含む。)
 - ③当該製品を製造している全ての製造所の情報及び製造所固有記号

【表示例】

名称
原材料名
添加物
内容量
賞味期限
保存方法
製造者 ○○食品株式会社 +A
秋田県秋田市△-△

製造所固有記号の届出について

- 製造所固有記号の届出は、表示責任者(製造者または販売者)が、消費者庁ウェブサイトの「製造所固有記号制度届出データベース」により、オンライン手続きで行います。
- 5年ごとの更新制となり、変更届、廃止届も導入されています。